

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故種類                             | 衝突   |
| 発生日時                             | 平成29年10月9日 08時20分ごろ  |
| 発生場所                             | 兵庫県淡路市岩屋港南東方沖<br>岩屋港北防波堤東灯台から真方位115° 1.9海里付近<br>(概位 北緯34° 34.6′ 東経135° 3.4′)   |
| 事故の概要                            | 遊漁船第二恵比寿丸は、南東進中、また、プレジャーボートさぬきは、南進中、両船が衝突した。   |
| 事故調査の経過                          | 平成29年10月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 遊漁船 第二恵比寿丸、4.5トン<br>250-12818兵庫、個人所有<br>B プレジャーボート さぬき、1.5トン<br>260-43601兵庫、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長A、一級小型、特殊、特定<br>B 船長B、一級小型、特殊、特定   |
| 負傷者                              | なし   |
| 損傷                               | A 船首部外板に擦過傷<br>B 右舷船側部外板に亀裂等   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m  |
| 事故の経過                            | A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、約4～6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進中、船長Aが、右舷船首方のプレジャーボートを注視していたところ、左舷方から追い越して船首方至近で減速したB船を認め、右舵を取ったものの、B船と衝突した。<br>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り場に向けて約11knの速力で南進中、右舷船首方のA船を追い越した後、釣り場付近に至って減速し、船長Bが右舷船尾方至近にA船を認めた直後、A船と衝突した。 |
| 分析                               | A船は、南東進中、船長Aが、右舷船首方のプレジャーボートに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船がA船の船首方至近を追い越す態勢で接近していることに気付かず、B船がA船を追い越してA船の船首方至近で減速した際、B船と衝突したものと考えられる。<br>B船は、南進中、A船を追い越した際、船長Bが、船尾方を確認せずにA船の船首方至近で減速したことから、A船に衝突したものと考                                 |

|           |  |
|-----------|--|
|           | えられる。  |
| <b>原因</b> | 本事故は、A船が南東進中、B船が南進中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが船尾方を確認せずにA船の船首方至近で減速したため、両船が衝突したものと考えられる。   |
| <b>参考</b> | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定の方向を見続けることなく、常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 航行中に減速する際は、減速前に船尾方を確認するなどして常時適切な見張りを行うこと。</li></ul> |